8　前項の規定により第二十四条及び第三十三条の規定を適用する場合における第三十条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第四項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

第二十九条第一号及び第二号中「放射性同位元素を」の下に「、輸出し」を加え、同条第六号及び第七号中「より、」の下に「輸出し、又は」を加え、「又は許可廃棄業者に」を「若しくは許可廃棄業者に」に改め、同条第八号中「解散した」を「解散し、若しくは分割をした」に改め、「より、」の下に「輸出し、又は」を加え、「又は許可廃棄業者に」を「若しくは許可廃棄業者に」に改める。

第三十条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「解散した」を「解散し、若しくは分割をした」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、届出販売業者若しくは届出賃貸業者が死亡し、又は法人である届出販売業者若しくは届出賃貸業者が解散し、若しくは分割をした日に届出販売業者又は届出賃貸業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、運搬のために所持する場合

第三十条第七号の次に次の一号を加える。

八　第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の販売又は賃貸の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、運搬のために所持する場合

第三十条の二第一項及び第三十一条第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第三十三条第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に、「放射性同位元素によつて汚染された物の」を「放射性汚染物の」に改め、同条第三項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同条第四項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に、「放射性同位元素による」を「放射性同位元素等による」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（放射能濃度についての確認等）

第三十三条の二　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録濃度確認機関」という。）の確認（以下「濃度確認」という。）を受けることができる。

2　濃度確認を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところによりあらかじめ文部科学大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、その濃度確認を受けようとする物に含まれる放射線を放出する同位元素の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他文部科学省令で定める書類を文部科学大臣又は登録濃度確認機関に提出しなければならない。

3　濃度確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、放射性汚染物でないものとして取り扱うものとする。

第三十七条第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第四十一条第一項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ中「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条第二項第二号中「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を削る。

第四十一条の十六中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第一項第一号及び同条第二項第三号を除く。）」を加え、「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第一号中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「第四十一条の十五に規定する施設検査等（以下単に「施設検査等」という。）」と、同項第三号」に改め、「登録検査機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の十五に規定する検査業務（以下単に「検査業務」という。）」と」を加える。

第四十一条の十八中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第二項第三号を除く。）」を、「登録定期確認機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の十七に規定する定期確認業務（以下単に「定期確認業務」という。）」と」を加える。

第四十一条の二十中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第二項第三号を除く。）」を、「登録運搬方法確認機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の十九に規定する運搬方法確認業務（以下単に「運搬方法確認業務」という。）」と」を加える。

第四十一条の二十二中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第二項第三号を除く。）」を、「登録運搬物確認機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十一に規定する運搬物確認業務（以下単に「運搬物確認業務」という。）」と」を加える。

第四十一条の二十四中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第二項第三号を除く。）」を、「登録埋設確認機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十三に規定する埋設確認業務（以下単に「埋設確認業務」という。）」と」を加える。

第四十一条の三十八中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第二項第三号を除く。）」を、「登録定期講習機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の三十五に規定する定期講習業務（以下単に「定期講習業務」という。）」と」を加え、「第四十一条の三十四各号」を「第四十一条の三十六各号」に、「第四十一条の三十五」を「第四十一条の三十七」に、「第四十一条の三十七」を「第四十一条の三十九」に改め、第五章中同条を第四十一条の四十とし、第四十一条の三十七を第四十一条の三十九とし、第四十一条の三十六を第四十一条の三十八とし、第四十一条の三十五を第四十一条の三十七とする。

第四十一条の三十四第二号イ中「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条を第四十一条の三十六とし、第四十一条の三十三を第四十一条の三十五とする。

第四十一条の三十二中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第二項第三号を除く。）」を、「登録資格講習機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の三十一に規定する資格講習業務（以下単に「資格講習業務」という。）」と」を加え、「第四十一条の三十各号」を「第四十一条の三十二各号」に、「第四十一条の三十一」を「第四十一条の三十三」に改め、同条を第四十一条の三十四とし、第四十一条の三十一を第四十一条の三十三とする。

第四十一条の三十第二号イ中「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条を第四十一条の三十二とし、第四十一条の二十九を第四十一条の三十一とする。

第四十一条の二十八中「おいて、これらの規定」の下に「（第四十一条第二項第三号を除く。）」を、「登録試験機関登録簿」と」の下に「、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十七に規定する試験業務（以下単に「試験業務」という。）」と」を加え、「第四十一条の二十六各号」を「第四十一条の二十八各号」に、「第四十一条の二十七」を「第四十一条の二十九」に改め、同条を第四十一条の三十とし、第四十一条の二十七を第四十一条の二十九とし、第四十一条の二十六を第四十一条の二十八とし、第四十一条の二十五を第四十一条の二十七とする。

第四十一条の二十四の次に次の二条を加える。

（登録濃度確認機関の登録）

第四十一条の二十五　第三十三条の二第一項の登録は、濃度確認に関する業務（以下「濃度確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。